

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 船舶運航事業者等の提出する定期報告書
- ② 手続根拠 : 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第3条
- ③ 手続対象者 : 運航実績報告書の提出対象者
- ・内航旅客定期航路事業を営む者
 - ・旅客不定期航路事業を営む者
 - ・人の運送をする内航貨物定期航路事業を営む者
 - ・人の運送をする内航不定期航路事業を営む者
 - 航路損益計算書の提出対象者
 - ・一般旅客定期航路事業を営む者
 - ・旅客不定期航路事業を営む者
 - 損益計算書及び貸借対照表の提出対象者
 - ・船舶運航事業を営む法人
- ④ 提出時期 : 運航実績報告書については、翌年度の4月末日までに提出。航路損益計算書については、事業年度経過後90日以内に、損益計算書及び貸借対照表については、決算期経過後90日以内にそれぞれ提出。
- ⑤ 提出方法 : 運航実績報告書、航路損益計算書、損益計算書及び貸借対照表を作成して、所轄地方運輸局長に提出。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 申請書様式 : 運航実績報告書
- ・内航旅客定期航路事業運航実績報告書（第1号様式）
（内航旅客定期航路事業を営む者）。
 - ・旅客不定期航路事業運航実績報告書（第4号様式）
（旅客不定期航路事業を営む者）
 - ・内航貨物定期航路事業運航実績報告書（第3号様式）
（人の運送をする内航貨物定期航路事業を営む者）
 - ・不定期航路事業内航旅客輸送実績報告書（第5号様式）
（人の運送をする内航不定期航路事業）
 - ・航路損益計算書（第8号様式）
（一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を営む者）
- ⑧ 記載要領・記載例 : 提出先となる所轄地方運輸局海事振興部旅客課（沖縄においては、運輸部総務運航課）にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先:

| | |
|---------------------|--------------|
| 北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課 | 0134-27-7176 |
| 東北運輸局海事振興部海事産業課 | 022-791-7512 |
| 北陸信越運輸局海事振興部海事産業課 | 025-244-6115 |
| 関東運輸局海事振興部旅客課 | 045-211-7214 |
| 中部運輸局海事振興部旅客課 | 052-952-8013 |
| 近畿運輸局海事振興部旅客課 | 06-6949-6416 |
| 神戸運輸監理部海事振興部旅客課 | 078-321-3146 |
| 中国運輸局海事振興部旅客課 | 082-228-3679 |
| 四国運輸局海事振興部旅客課 | 087-825-1183 |

九州運輸局海事振興部旅客課 093-332-8089
沖縄総合事務局運輸部総務運航課 098-866-0064
又は最寄りの運輸支局

- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：所轄地方運輸局

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 海上運送法施行規則第7条の2第2項